



兵庫県

強い行動障害がある方や そのご家族への支援事業

集中支援

行動障害がある在宅の障害者を、専門知識を備えた支援施設で24時間、マンツーマン体制で支援します。支援期間は大体3～6ヶ月程度で、集中支援後に障害福祉サービスの利用ができることを目指します。

地域支援

集中支援を受けた障害者の方が、住み慣れた地域で安定した生活が送れるよう、所属施設（通所）職員やヘルパー等が実習を通し、行動特性や支援方法を学ぶことを目的とします。その後、所属施設への訪問助言を行います

兵庫県 強度行動障害地域生活支援事業について

兵庫県と県内市町が国の補助金を活用して行う事業です。激しい行動障害がある方を支援した経験がある専門施設が、本人に合ったサポート体制の構築や対人環境の整備などの支援を、チームで行います。

- 利用者の経費負担：無料（期間中の通常生活にかかる経費は必要）
- 対象者：原則18歳以上で「行動関連項目」判定基準で10点以上の方
- 申請先：お住いの市町の障害福祉課



取組実績について

修了者3名、緊急事態宣言解除後に1名の支援を開始予定（令和3年9月時点）
※修了者の例：行動障害の大幅な改善がみられ、1年半後も改善が継続

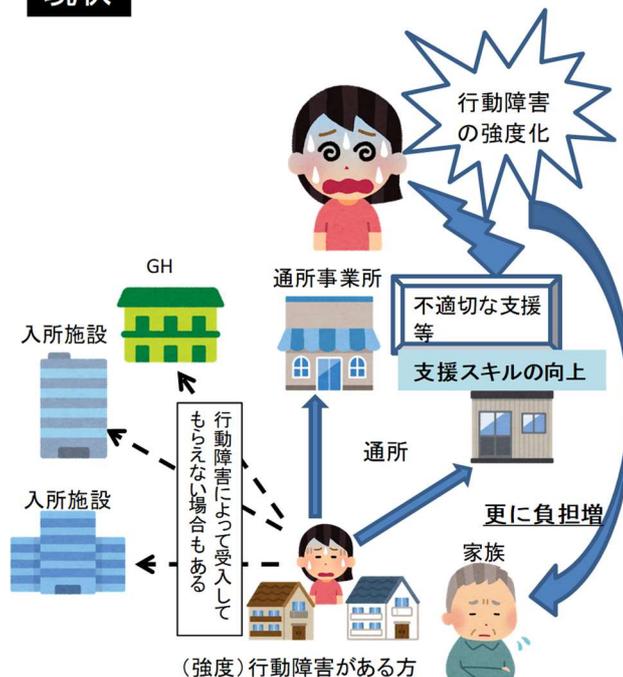
問い合わせ先：〇〇市〇〇課 担当係：（平日9時～17時）

電話

「お住いの市町の障害福祉課」まで

事業の大まかな流れ

現状



集中支援ってどんなことをするの？

①集中支援前期（アセスメント・行動支援：概ね1ヶ月）

事前に所属施設・家庭を訪問し、情報収集を行い、受け入れ初日に臨みます。
まず、あかりの家で食事・睡眠・排泄／日中活動を軸に、行動の修復や生活リズムの再構築を目指します。事業嘱託医と緊密に医療面等の調整を行いつつ、**先回りの支援を通して成功体験を積み重ねる**ことを目標に支援します。

②集中支援中期（家庭支援を並行：概ね1ヶ月）

①期のテーマと、家庭への帰省を並行して取り組んでいきます。
家庭で予想される行動に対して、家族と一緒に考えていきます（家族の方の実習等）。
事業終了後の地域生活を視野にしたメインテーマとなる取り組みとなります。

③地域支援期（概ね1ヶ月）

(A) 専門事業所での実習（所属施設の職員やヘルパー等。約2～3週間）

専門事業所での関わりを通し、対象利用者の行動特性や対応を学んでいただきます。

(B) 所属施設への訪問助言

家庭から所属施設へ通所し、事業後の地域生活を想定した環境で訪問助言を行います。

地域支援について

①専門施設での実習（2～3週間）、②所属施設への訪問助言。期間は調整に応じます。
実習時、宿泊を希望される方は調整に応じます。

守っていただきたいこと

- 必ずお住まいの市町を通して申請してください。
- 集中支援期間中の通常生活にかかる経費は必要です。
- 集中支援後もお住まいの市町や地元の事業所、専門事業所と協力してください。

